

議員提出第 1 号議案

加東市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 1 1 日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 小 川 忠 市

加東市条例第 号

加東市議会議員定数条例の一部を改正する条例

加東市議会議員定数条例（平成 2 1 年加東市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、加東市議会議員の定数を <u>1 6 人</u> とする。	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、加東市議会議員の定数を <u>1 4 人</u> とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の本則の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

議員提出第 1 号議案 要旨

加東市議会議員定数条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

議員定数検討特別委員会の報告に基づき、議員定数を削減するものである。

2 改正内容

加東市議会議員の定数を 16 人から 14 人に削減すること。

3 市財政への影響

年間約 12,000 千円の支出減

4 施行期日等

公布の日（この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用）